

西東京市公告

見解書の提出について

西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、大規模開発事業者から見解書の提出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月22日

西東京市長 池澤隆史

1 大規模開発事業の内容

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 大規模開発事業者の名称 | 株式会社リバティ |
| (2) 大規模開発事業の目的 | 共同住宅の新築 |
| (3) 開発区域の所在地 | 西東京市富士町五丁目691番3及び693番2 |
| (4) 開発区域の面積 | 2,449.07㎡ |

2 意見書及び見解書の件数

- | | |
|--------------------|----|
| 近隣住民から提出された意見書 | 1件 |
| 大規模開発事業者から提出された見解書 | 1件 |

3 縦覧期間

公告をした日の翌日から起算して2週間。ただし、西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に規定する休日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

5 縦覧場所

西東京市中町一丁目6番8号

まちづくり部都市計画課（西東京市役所保谷東分庁舎2階）